

大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘並びに泉大津市立池上曽根弥生学習館及び泉大津市池上曽根史跡公園 指定管理者募集要項

1. 指定管理者選定の目的

大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘（以下「府立博物館等」という。）の管理運営にあたり、施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減を図ることを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立博物館条例（平成 2 年大阪府条例第 21 号）（以下「博物館条例」という。）第 2 条の規定に基づき、指定管理者制度を導入してきました。

府立博物館等は令和 5 年度より弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館等各施設を一体的に扱う指定管理者を指定し、効率的な運営に取り組んできました。

また泉大津市立池上曽根弥生学習館及び泉大津市池上曽根史跡公園（以下「市立学習館等」）は、池上曽根遺跡に関連する施設及び史跡を保存しながら周知、活用するための公園であり、史跡池上曽根遺跡のガイダンス機能をもつ府立弥生文化博物館と連携した事業に取り組んできました。当施設は令和 7 年度までに施設の改修工事、体験水田、公園広場等の整備を実施し、令和 8 年度から、より多くの体験学習が実施できる施設となる予定です。

今回の公募では、府立博物館等の一体管理に加え、市立学習館等という深い関連性を有する各施設を一体的に扱う指定管理者を指定することで、より効率的・効果的な管理運営の実施を図ります。博物館や周辺施設等へのニーズの多様化を踏まえ、こうした管理運営を実施する中で地域に根差した歴史・文化の拠点となる施設となることを目指します。

2. 施設の概要

（1）府立博物館等管理運営対象施設

【大阪府立弥生文化博物館】

- | | |
|---------|--|
| ① 施設の名称 | 大阪府立弥生文化博物館 |
| ② 所在地 | 〒594-0083 和泉市池上 4 丁目 8-27 |
| ③ 周辺環境 | 国道 26 号線沿いに位置し、周りには閑静な住宅街が広がる。弥生時代の大規模集落遺跡である国史跡池上曽根遺跡（池上曽根史跡公園）に隣接する。 |
| ④ アクセス | JR 阪和線「信太山」駅下車、西へ徒歩約 600m、または南海本線「松ノ浜」駅下車、東へ徒歩約 1,500m |
| ⑤ 施設の規模 | 下表のとおり |

敷地面積	8,011 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上2階、地下1階
建築面積	1,751 m ²
延床面積	4,001 m ²
展示面積	1,078 m ²
特記事項	登録博物館（平成6年2月16日以降）

- ⑥ その他 使用許可している備品については、参考資料「弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館等貸与物品リスト」を参照してください。

【大阪府立近つ飛鳥博物館】

- ① 施設の名称 大阪府立近つ飛鳥博物館
- ② 所在地 〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299番地
- ③ 周辺環境 河南町と太子町にまたがる国史跡一須賀古墳群の一角に位置する。周辺地域は俗に「王陵の谷」とも呼ばれ、古墳時代後期から末期にかけての古墳や陵墓が集中する。古くから大阪と奈良を結ぶ要所であり、緑豊かな地域の各所に名所旧跡が点在している。
- ④ アクセス 近鉄長野線「喜志」駅または「富田林」駅下車、4市町村コミバス「近つ飛鳥博物館前」行き終点下車、徒歩約600m
- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積	19,816 m ²
建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
建築面積	3,408 m ²
延床面積	5,925 m ²
展示面積	1,759 m ²
特記事項	登録博物館（平成7年9月18日以降） 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」（令和元年7月登録）のガイダンス施設の一つとしての役割を担う。

- ⑥ その他 使用許可している備品については、参考資料「弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館等貸与物品リスト」を参照してください。

【大阪府立近つ飛鳥風土記の丘】

- ① 施設の名称 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘
- ② 所在地 〒585-0001 南河内郡河南町大字東山及び太子町大字葉室
- ③ 周辺環境 河南町と太子町にまたがる丘陵上に位置する。国史跡「一須賀古墳群」を保存・活用する史跡公園として整備されており、展望台からは「近つ飛鳥」の地域や世界文化遺産となった古市古墳群を一望できる。
- ④ アクセス 近鉄長野線「喜志」駅または「富田林」駅下車、4市町村コミバス「近つ飛鳥博物館前」行き終点下車、徒歩約50m

⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積		255,482 m ²
古墳		102 基（内、整備・公開している古墳 40 基）
建物	管理棟	鉄筋コンクリート造、地上 1 階、延床面積：452 m ²
	便所	鉄筋コンクリート造、地上 1 階、延床面積：19 m ²
	休憩所	鉄筋コンクリート造、地上 1 階、延床面積：23 m ²
	第二展望台	鉄筋コンクリート造、地上 1 階、延床面積：9 m ²
特記事項		園内が国史跡「一須賀古墳群」に指定。 現状変更には国または府の許可が必要。

⑥ その他 使用許可している備品については、参考資料「弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館等貸与物品リスト」を参照してください。

（２）市立学習館等管理運営対象施設

【泉大津市立池上曾根弥生学習館】

- ① 施設の名称 泉大津市立池上曾根弥生学習館
- ② 所在地 〒595-0004 泉大津市千原町 2 丁目 12 番 45 号
- ③ 周辺環境 弥生時代の大規模集落遺跡である国史跡池上曾根遺跡（池上曾根史跡公園）に隣接し、畦田公園内に立地する。国道 26 号に近く、市立条東小学校に隣接する。周りには閑静な住宅が広がる。
- ④ アクセス JR 阪和線「信太山」駅下車、西へ徒歩約 900m、または南海本線「松ノ浜」駅下車、東へ徒歩約 1,500m
- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積	2,442 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上 2 階
建築面積	720 m ²
延床面積	934 m ² （1 階 639 m ² 、2 階 295 m ² ）
展示面積	319 m ²

⑥ その他 使用許可している備品については、参考資料「池上曾根弥生学習館等貸与物品リスト」を参照してください。

【泉大津市池上曾根史跡公園】

- ① 施設の名称 泉大津市池上曾根史跡公園 体験の広場・出会いの広場
- ② 所在地 〒595-0004 大阪府泉大津市曾根町 1 丁目外
- ③ 周辺環境 弥生時代の大規模集落遺跡である国史跡池上曾根遺跡の一角に位置する。国道 26 号に近く、周りには閑静な住宅が広がる。
- ④ アクセス JR 阪和線「信太山」駅下車、西へ徒歩約 900m、または南海本線「松ノ浜」駅下車、東へ徒歩約 1,500m
- ⑤ 施設の規模 下表のとおり

敷地面積	7,948 m ² （体験の広場 7,203 m ² 、出会いの広場 745 m ² ）
特記事項	園内が国史跡「池上曽根遺跡」に指定。 現状変更には国または市の許可が必要。

3. 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

a. 管理運営の共通の方針

府立博物館等は、歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって府民の文化的向上に資するために設置されました。また市立学習館等は、弥生時代の体験学習ができる施設として、府立弥生文化博物館とともに史跡池上曽根遺跡のガイダンス機能としての役割を果たしてきました。各施設の基本方針を踏まえつつ、深い関係性をもつ府立博物館等と市立学習館等とを一体的な管理により、効果的・効率的な管理運営を図ってください。

また、事業計画書の作成にあたっては、特に下記の点について積極的な提案をお願いします。

- ア 今後の府立博物館等及び市立学習館等の活性化にかかる方策及びこれにかかる指定管理者としての協力体制等
- イ 一体管理による効果的・効率的な運営（特に学校教育での効果的な企画の展開、各施設を活用した企画の展開、学芸部門の連携による魅力的な企画の展開、広報の連携による効果的な情報発信、総務関係業務等の一体実施等によるコスト縮減等について具体的に提案してください）
- ウ 他施設・機関等との連携（特に下記に留意しつつ、集客力強化のための広報戦略等を含め、具体的に提案してください）
 - ・弥生文化博物館・市立学習館等：隣接する和泉市池上曽根史跡公園との連携
 - ・近つ飛鳥博物館等：史跡難波宮跡附法円坂遺跡をはじめとする、歴史的関係性の深い施設・機関等との広域的な連携

参考：主な関連遺跡

◆史跡池上曽根遺跡

大阪府和泉市・泉大津市に所在する池上曽根遺跡は、弥生時代を通じて営まれた全国有数の大規模環濠集落です。弥生文化博物館に隣接する池上曽根史跡公園を中心とする約 11.5ha が国の史跡に指定されています。弥生文化博物館がテーマとする弥生時代を代表する遺跡の一つであり、弥生文化博物館は、そのサイトミュージアムとしての性格を有しています（詳細は、下記を参照してください）。

和泉市・泉大津市 2021 『池上曽根遺跡保存活用計画』

https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/syougaiibu/bunkaisan/bunkazai_event/14975.html（和泉市ホームページ）

<https://www.city.izumitsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/shogaigakushu/bunkazai/hozonkatsuyou/1617166835953.html>（泉大津市ホームページ）

◆史跡難波宮跡附法円坂遺跡

大阪府大阪市に所在する難波宮跡は、『日本書紀』に記された大化元年（645年）12月の難波遷都から長岡京遷都（784年）までの約150年間、首都あるいは副都として、我が国の古代史上に大きな役割を果たした宮殿の遺跡です。難波宮跡公園やその周辺も含め約14.5haが国の史跡に指定されています。近つ飛鳥博物館がテーマとする古墳時代から飛鳥時代の日本列島における政治・文化の中心地の一つとしての位置を占め、難波大道及び竹内街道により、近つ飛鳥の地とも結ばれていました（詳細は、下記を参照してください）。

大阪市 2021『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000508299.html>（大阪市ホームページ）

大阪市・大阪府 2021『史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画』

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000537939.html>（大阪市ホームページ）

◆世界遺産百舌鳥・古市古墳群

大阪府堺市・羽曳野市・藤井寺市に所在する百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期（4世紀後半から5世紀後半）にかけて築造された、古代日本列島の王たちの墓群です。令和元年7月に世界遺産に登録されており、近つ飛鳥博物館は、資産の価値を伝えるためのガイダンス施設の一つとしての役割を担っています。

日本 2018『百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—』

https://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlinkJ（文化庁ホームページ）

世界遺産 百舌鳥・古市古墳群

<https://www.mozu-furuichi.jp/>（百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市）ホームページ）

◆史跡一須賀古墳群

大阪府河南町・太子町に所在する一須賀古墳群は、丘陵上に造られた6世紀から7世紀初め頃古墳群です。1.5km四方の範囲に約260基もの古墳が密集しており、約29haが史跡に指定されています。近つ飛鳥風土記の丘は、これらを保存・活用する史跡公園として整備されました（詳細は、下記を参照してください）。

<https://chikatsu-asuka.jp/fudokinooka/>（近つ飛鳥博物館ホームページ）

b. 指定管理の体制

上記の共通の方針に基づき、指定管理者は、府立博物館等及び市立学習館等の管理運営方針及び管理運営業務を円滑に遂行できるよう職員を配置するものとします。また府立博物館については、博物館法に定める登録博物館として運営するに足る職員を配置するものとします。

大阪府及び泉大津市の各施設の運営にあたり、各仕様書に基づき適切な人材を適正な人数配置してください。なお、業務内容によっては、同一人員をもって複数施設の業務にあたらせることも可能とします。ただし府立博物館の館長及び学芸員の兼務は不可とします。

また府、市及び指定管理者は、三者で構成する連絡調整会議において、管理運営にかかる協議を行い、緊密な連携のもとで事業を遂行するものとします。

施設ごとの体制詳細については3章(1)、(2)及び資料13-1、13-2で詳述します。

(2) 府立博物館等の業務範囲及び内容

a. 管理運営方針

【弥生文化博物館】

大阪府立弥生文化博物館の指定管理者は、以下に示す①と②の方針に基づいて、弥生文化博物館の管理運営に取り組むこととします。

* 下線部は他施設・機関等との連携等にあって踏まえていただきたい、各施設の所在地の特徴及びその基盤となる文化財等に係る記述です。

① 弥生文化博物館の設置目的

- 1) 「日本文化の源流」である弥生文化を通じて日本文化を考え、理解する場を提供する。
- 2) 弥生文化を現代と比較し、世界的にも位置づけて、わかりやすく親しみやすい形で紹介する。
- 3) 泉州を中心とした地域の歴史と文化を紹介する。
- 4) 弥生文化の学習・研究センターとしての機能を果たしていく。
- 5) 日本有数の弥生集落、国史跡「池上曾根遺跡」及びその関連施設との一体的な利用を図る。

② 弥生文化博物館の使命

弥生時代は、日本列島で稲作が始まった時代です。以来、私たちの祖先は、現代まで2千年以上も農耕を中心とした暮らしを営んできました。また、この時代には、金属のできた道具の利用、貧富の差や戦争の始まりなど、それ以前の時代と比べて、社会にとって大きな変化がありました。これらの変化は、生活と価値観を大きく転換し、現代の私たちの暮らし方の成り立ちにも大きな影響を与えたと考えられています。

このようなことから、弥生文化は「日本文化の源流」と言われており、弥生文化を知ることは、現代の私たちの文化や社会の根本を見つめる上でも重要です。

とりわけ大阪は、早くから大陸文化の窓口として開け、新しい文化を柔軟に取り入れた結果、非常に多くの人々が集う巨大集落が、多数営まれました。その結果、大阪は全国でも有数の人口密集地となり、ここから大阪の都市性がはじまるといえます。残された豊かな考古資料や遺跡は、日本の弥生時代を代表するものとなっており、大阪が稲作を中心とした新しい生活様式にきわめて適した地であったことを物語っています。

弥生文化博物館は、日本を代表する弥生時代の巨大集落である池上曾根遺跡の一角を選び、日本唯一の弥生時代専門博物館として、またこの遺跡のサイトミュージアム及び泉州の歴史文化の拠点としての性格をもちつつ、展示や活動を行ってきました。

当館は、館の特長を活かし、以下の4つの役割を果たしていきます。

1) 教育・学習

隣接する史跡池上曾根遺跡や収蔵する多くの実物資料を活かし、弥生文化を復元・体感することを通じて、現代の文化や社会の根本を探る教育・学習を行います。

2) 大阪の魅力発信

「弥生文化の成熟度を示す地」という地域性を活かして大阪の文化を発信する

とともに、世界の他の文化との対話の基礎をつくります。

3) 府民協働

弥生文化と泉州の歴史・文化を中心として、府民や企業など、さまざまな主体と協働することにより、参画する主体に活動の場を提供するとともに、郷土への誇りを育みます。

4) 研究・事業企画

弥生文化の研究および教育普及方法の研究を行い、その成果を上記の3つの役割を果たすために活かします。

【近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘】

大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘の指定管理者は、以下に示す①と②の方針に基づいて、近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘（以下「近つ飛鳥博物館等」という）の管理運営に取り組むこととします。

*下線部は他施設・機関等との連携等にあって踏まえていただきたい、各施設の所在地の特徴及びその基盤となる文化財等に係る記述です。

① 近つ飛鳥博物館等の設置目的

- 1) 南河内地域の歴史・文化活動の発信源とする。すなわち、優れた文化遺産が広がる近つ飛鳥地域の歴史と文化に触れ、学び、親しむための拠点、コミュニティ広場にしていく。
- 2) 生涯学習・学校教育の場としても活用できるようにする。
- 3) 近つ飛鳥地域の内外に埋もれた貴重な歴史・文化情報を、先端技術をはじめ多様な媒体を駆使し、府民のみならず全国からの来館者に提供する。その中心には、楽しくわかりやすい展示を位置づけ、歴史に親しむ機会をつくる。
- 4) 日本古代国家の形成過程解明にとって非常に重要な近つ飛鳥地域に残された6・7世紀の文化遺産の研究—考古学・文献史学の共同研究など—を実施する。
- 5) 古代の国際交流の実態を解明する場として、「内外に開かれた国際文化都市大阪」にふさわしい国際的な研究交流・情報交換の場とする。
- 6) 府域の古墳に関する情報管理を行い、研究者・府民が広く検索しやすい状態をつくり、古墳文化の情報センターの役割を担う。
- 7) 国指定史跡「一須賀古墳群」を保存し、博物館と一体的に活用すること。

② 近つ飛鳥博物館等の使命

古墳時代は、現代の日本につながる国の形がはっきりしてくると同時に、人と人との間の較差が大きくなっていく時代です。複雑になった社会の様子を最もよく表しているのが、さまざまな大きさや形をもつ古墳です。

仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥・古市古墳群（堺市・羽曳野市・藤井寺市）の存在は、古墳文化という世界でも他に類をみない独特な文化の中心が、この時代の大阪にあったことを物語っています。

国としてのまとまりがはっきりしてくると同時に、他の国との間で国際交流が盛んとなっていきます。交流の過程では、たくさんの人や物、知識の渡来があり、古墳時代が過ぎ、飛鳥時代を経て、律令をはじめとする中国大陸の社会システムを受け入れた本格的な国家の成立につながっていきます。

このような3世紀から7世紀にかけての国家形成にかかわるプロセスは、現代の私たちが生きる社会の成り立ちを根本的に規定しており、個人であってもその影響をさけることはできません。

近つ飛鳥博物館は、このような時期にあたる古墳時代から飛鳥時代をテーマと

し、古墳文化の中心の一つである大阪、なかでも特に渡来文化の存在を物語る物証の集中する近つ飛鳥の地域を選び、展示や活動を行ってきました。

当館は、その特長を活かし、以下の4つの役割を果たしていきます。

1) 教育・学習

隣接する史跡一須賀古墳群や王陵の谷と呼ばれる磯長谷の古墳、収蔵する多くの実物資料を活かし、古墳文化を復元・体感することを通じて、現代の文化や社会の根本を探る教育・学習を行います。

2) 大阪の魅力向上

百舌鳥・古市古墳群をもつ「古墳文化の中心地」という地域性を活かして大阪の文化を発信するとともに、世界の他の文化との対話の基礎をつくります。

3) 府民協働

古墳文化と南河内の歴史・文化を中心として、府民や企業など、さまざまな主体と協働することにより、参画する主体に活動の場を提供するとともに、郷土への誇りを育みます。

4) 研究・事業企画

古墳文化の研究および教育普及方法の研究を行い、その成果を上記の3つの役割を果たすために活かします。

【府立博物館及び風土記の丘共通】

① 開館時間・休館日

ア 弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館の開館時間・休館日は、大阪府立博物館条例施行規則（平成2年大阪府教育委員会規則第9号）（以下「博物館施行規則」という。）（資料4）第2条及び第3条の規定に定める開館時間及び休館日とします。

・開館時間 午前10時から午後5時まで

・休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合は開館し、翌日を休館とする）
年末年始（12月28日から1月4日まで）

※ 開館時間及び休館日については、上記を原則としますが、博物館施行規則第2条第2項及び第3条第1項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、あらかじめ博物館施行規則第2条第2項及び第3条第1項ただし書きの規定にある博物館開館時間変更申請書（様式第一号）、博物館休館日変更申請書（様式第二号）を提出し、大阪府の承認を受けてください。

イ 近つ飛鳥風土記の丘の開園時間・休園日は、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則（昭和61年大阪府教育委員会規則第2号）（以下「風土記の丘施行規則」という。）（資料6）第2条及び第3条の規定に定める時間及び休園日とします。

・開園時間 午前9時30分から午後5時まで

・休園日 毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合は開園し、翌日を休園とする）
年末年始（12月28日から1月4日まで）

※ 開園時間及び休園日については、上記を原則としますが、風土記の丘施行規則第2条第2項及び第3条第1項ただし書きの規定により、臨時に変更することができます。その場合は、あらかじめ風土記の丘施行規則第2条第2項及び第3条第1項ただし書きの規定にある風土記の丘開園時間変更申請書（様式第一号）、風土記の丘休園日変更申請書（様式第二号）を提出し、大阪府の承認を受けてください。

② 利用料金

大阪府立弥生文化博物館指定管理者及び大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者は、「大阪府立博物館条例」第9条3項別表（第9条関係）（資料3）に定める金額の範囲内で入館料を決定し、大阪府の承認を受けていただきます。

b. 管理運営業務の内容

指定管理者が行う業務は下記のとおりとし、業務の詳細は「大阪府立弥生文化博物館、大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘指定管理者業務仕様」（資料13-1）のとおりとします。

- ①学芸運用業務
- ②博物館の利用に関する業務
- ③博物館の事業運営に関する業務
- ④博物館の維持管理に関する業務
- ⑤博物館の広報に関する業務
- ⑥その他の業務

なお大阪府は、両博物館に学芸員等の職員（以下「専門学芸員等」という。）を置き、資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業（以下「学芸業務」という。）にかかる専門的判断・技術的作業（以下「学芸技術業務」という。）を行います。指定管理者は、学芸業務遂行に当たって必要となる学芸技術業務以外の一切の業務（上記①「学芸運用業務」）及びその他の業務（上記②～⑥）について責任をもって実施してください（図「大阪府と指定管理者の役割分担について」参照）。

（第三者への委託の禁止等）

管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、または請け負わせることはできません。

管理運営業務の一部（主要な部分を除く）について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。詳細は資料13-1を参照してください。

大阪府と指定管理者の役割分担について

	大阪府	指定管理者
体 制	文化財保護課長 企画グループ 課長補佐 弥生担当※ 専門学芸員2名 近つ担当※ 専門学芸員2名 → 指揮命令系統 ⇄ 協議	館長 統括責任者等 学芸・普及担当 事務担当 施設管理担当 ※体制については、組織のイメージを示したものであり、申請内容を制限するものではありません
学芸業務	○学芸技術業務（専門的判断・技術的作業等）の企画・実施	○学芸運用業務（学芸業務遂行にあたって必要となる学芸技術業務以外の一切の業務（例）事務手続き・基礎的業務等）の企画・実施
博物館の利用に関する業務		○企画・実施
博物館の事業運営に関する業務	○連絡調整会議でのイベント内容の相談等	○企画・実施
博物館の維持管理に関する業務		○企画・実施
博物館の広報に関する業務		○企画・実施
その他の業務		○企画・実施

c. 指定管理者の組織体制

指定管理者は、博物館の管理運営方針及び管理運営業務を円滑に遂行し、かつ博物館法に定める登録博物館として運営するに足りる職員を配置するものとします。

なお博物館では、大阪府が配置する専門学芸員等の職員が業務（学芸技術業務）を行います。具体的な基準については、資料 13-1 を参照してください。

d. 指定管理者に係る権限

① 博物館利用料金の徴収*

*弥生文化博物館は、1 階への入館は無料（イベント開催時を除く）とした上で 2 階展示室への入室に際して料金を徴収しています。近つ飛鳥博物館は、入館は無料ですが、展示室への入室に際して料金を徴収しています。

② 博物館資料の利用の許可及びその取消し

③ 風土記の丘における行為の許可及びその取消し

④ 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、自主的に事業を実施することができます（下記の想定される例を参考としてください）。自主事業での収入を活用して、施設の維持補修や指定管理料の削減を行うことも含め、民間のノウハウを活用した幅広い提案をお願いします。

ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。

区分	想定される例	想定される実施場所
収益施設の設置・管理	物販・飲食・サービス等を提供する店舗	弥生文化博物館 1 階サロン等
物品販売等	キッチンカー・ブース販売、物品レンタル等	弥生文化博物館及び近つ飛鳥風土記の丘駐車場等
イベント等	集客力のあるイベント、各種有料教室、期間限定のイベント・プログラム等	各施設のホールや弥生文化博物館 1 階サロン等

⑤ 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、府と協議してください。

※上記事業の具体的内容については、資料 13-1 を参照してください。

e. 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

府の公の施設である府立博物館等の管理運営を行うにあたり、以下の関係法令、条例の規定等を遵守してください。

- ① 大阪府立博物館条例
- ② 大阪府立博物館条例施行規則
- ③ 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例
- ④ 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則
- ⑤ 博物館法
- ⑥ 社会教育法
- ⑦ 文化財保護法

- ⑧ 消防法
- ⑨ 建築基準法（施設の維持管理上の法定定期点検関連）
- ⑩ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑪ 労働関係法令（後述）
- ⑫ 健康増進法（第 25 条規定）
- ⑬ 個人情報保護に関する法律
- ⑭ 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例
- ⑮ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ⑯ 大阪府文化財保護条例
- ⑰ 大阪府文化財保存活用大綱
- ⑱ 大阪府暴力団排除条例 など

※上記に加え、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（資料 14）を踏まえた運営を行うこと。

f. 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後 30 日以内に、府立博物館等の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、大阪府に提出してください。なお、各事項について、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館等にかかる記載の区分が分かるよう構成してください。

- ア 業務の実施状況
- イ 施設の利用状況
- ウ 業務に係る経理の状況

※自主事業も含めた収支に基づく指定管理料、若しくは収益等に対する還元の支払いを約した場合には、自主事業の収支について、管理運営業務に係る収支とは分けて整理した上で、報告してください。

また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

- エ その他、府が必要と認める事項
 - ・利用者ニーズの調査、傾向の抽出と分析、対応状況
 - ・人権研修の実施状況
 - ・接遇研修や技術研修等、職員の資質向上に資する研修の実施状況

g. 事業計画書等の提出

指定管理者は、令和 8 年度以降、毎会計年度末までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、大阪府に提出してください。なお、各計画について、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館等にかかる記載の区分が分かるよう構成してください。

※複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

h. その他

- ① 管理運営の適正化を図るため、毎月の施設利用者数・利用料金収入額・館外事業実施状況及びその参加者数・広報事業実績を、翌月 10 日までに大阪府に提出していただきます。

- ② 指定管理者は、大阪府が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合には応じてください。
- ③ 弥生文化博物館については、令和8年度に特定天井の改修のため第1展示室を1年程度閉館する可能性があります。

(3) 市立学習館等の業務範囲及び内容

a. 管理運営方針

【池上曽根弥生学習館・池上曽根史跡公園】

市立学習館等の指定管理者は、以下に示す方針に基づいて、市立学習館等の管理運営に取り組むこととします。

*下線部は他施設・機関等との連携等にあたって踏まえていただきたい、各施設の所在地の特徴及びその基盤となる文化財等に係る記述です。

①市立学習館等の設置目的と事業

史跡池上曽根遺跡の保存及び活用を図るとともに、市民が史跡に親しむ場を提供し、体験学習や研修を通じて弥生時代の生活と文化を学び、もって市民の学習及び交流を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与する。

- (1) 体験学習を行うこと。
- (2) 池上曽根遺跡に関する資料の展示を行うこと。
- (3) 講演会、研究会等を開催すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要なこと。

②市立学習館等の使命

池上曽根弥生学習館では池上曽根遺跡の価値を広く周知するための施設として、いつでもだれでも、弥生時代についてみて・きいて・さわって体験することができる施設として次の4つのことについて企画・運営を行っています。

- 1) 教育・学習
- 2) 地域の魅力向上
- 3) 市内小中学校との連携
- 4) 事業企画

③開館時間・休館日

ア. 泉大津市立池上曽根弥生学習館の開館時間・休館日は、泉大津市立池上曽根弥生学習館条例施行規則（平成13年泉大津市教育委員会規則第3号）（以下「学習館施行規則」という。）（資料10）第2条及び第3条の規定に定める開館時間及び休館日とします。

開館時間 午前10時から午後5時まで

休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合は開館し、翌日を休館とする）
年末年始（12月29日から1月3日まで）

イ. 泉大津市立池上曽根史跡公園の開館時間・休園日は、泉大津市立池上曽根史跡公園条例施行規則（令和7年泉大津市教育委員会規則第6号）（以下「史跡公園施行規則」という。）（資料12）第2条及び第3条の規定に定める開館時間及び休園日とします。

開館時間 午前10時から午後5時まで

休園日 毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合は開館し、翌日を休園とする）
年末年始（12月29日から1月3日まで）

b. 管理運営業務の内容

指定管理者が行う業務は下記のとおりとし、業務の詳細は「泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園指定管理者業務仕様」(資料 13-2) のとおりとします。

- ① 来館者サービス業務
- ② 学習館の利用に関する業務
- ③ 学習館の事業運営に関する業務
- ④ 学習館の維持管理に関する業務
- ⑤ 学習館の広報に関する業務
- ⑥ その他の業務

(第三者への委託の禁止等)

管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に対して、委任し、または請け負わせることはできません。

管理運営業務の一部(主要な部分を除く)について第三者に対して、委任し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により市の承諾を得る必要があります。詳細は資料 13-2 を参照してください。

c. 指定管理者の組織体制

指定管理者は、市立学習館等の管理運営方針及び管理運営業務を円滑に遂行できる職員を配置するものとします。

具体的な基準については、資料 13-2 を参照してください。

d. 指定管理者に係る権限

- ① 収蔵資料の利用の許可及び取消し
- ② 史跡公園における使用の許可及び取消と変更の許可
- ③ 自主事業の実施

指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、管理運営業務に加え、自主的に事業を実施することができます(下記の想定される例を参考としてください)。自主事業での収入を活用して、施設の維持補修や指定管理料の削減を行うことも含め、民間のノウハウを活用した幅広い提案をお願いします。

ただし、実際の事業実施にあたっては、具体的な事業内容等について、市との協議が必要となります。

区分	想定される例	想定される実施場所
収益施設の設置・管理	物販・飲食・サービス等を提供する店舗	市立池上曾根弥生学習館、体験の広場
物品販売等	キッチンカー・ブース販売、物品レンタル等	市立池上曾根弥生学習館、体験の広場
イベント等	集客力のあるイベント、各種有料教室、期間限定のイベント・プログラム等	市立池上曾根弥生学習館、体験の広場

④ 施設・設備への改修・整備

施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者自らが自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備していただくことは可能です。ただし、その場合は、市と協議してください。

また、指定管理者は、日常点検の結果または利用者等からの通知により、施設・設備の破損等を発見した場合、調査・診断を行い、その結果を本市等に連絡の上、迅速に修繕を行うこととします。1 件あたり 50 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の修繕については、指定管理者の判断において本市等に連絡、協議の上行うこととし、修繕結果を報告することとします。なお、1 件あたり 50 万円以上で緊急を要する修繕等については、泉大津市と指定管理者で協議し決定します。
※上記事業の具体的内容については、資料 13-2 及び参考のリスク分担表を参照してください。

e. 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

市立学習館等の管理運営業務を行うにあたり、以下の関係法令、条例の規定等を遵守してください。

- ① 泉大津市立池上曽根弥生学習館条例
- ② 泉大津市立池上曽根弥生学習館条例施行規則
- ③ 泉大津市池上曽根史跡公園条例
- ④ 泉大津市池上曽根史跡公園条例施行規則
- ⑤ 文化財保護法
- ⑥ 社会教育法
- ⑦ 博物館法
- ⑧ 地方自治法
- ⑨ 水道法
- ⑩ 消防法 その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令等
- ⑪ 建築基準法（施設の維持管理上の法定定期点検関連）
- ⑫ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑬ 労働関係法令（後述）
- ⑭ 健康増進法（第 25 条規定）
- ⑮ 個人情報保護に関する法律
- ⑯ 大阪府文化財保護条例
- ⑰ 大阪府文化財保存活用大綱
- ⑱ 大阪府暴力団排除条例 など

f. 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎会計年度終了後 60 日以内に、市立学習館等の管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、泉大津市に提出してください。

- ア 業務の実施状況
- イ 施設の利用状況
- ウ 業務に係る経理の状況

※自主事業も含めた収支に基づく指定管理料、若しくは収益等に対する還元の支払いを約した場合には、自主事業の収支について、管理運営業務に係る収支とは分けて整理した上で、報告してください。

また、複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支

を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

エ その他、市が必要と認める事項

- ・利用者ニーズの調査、傾向の抽出と分析、対応状況
- ・人権研修の実施状況
- ・接遇研修や技術研修等、職員の資質向上に資する研修の実施状況

g. 事業計画書等の提出

指定管理者は、令和8年度以降、毎会計年度末までに、次年度に予定する事業計画書、収支計画書、管理体制計画書を作成し、泉大津市に提出してください。なお、各計画について、市立学習館等にかかる記載の区分が分かるよう構成してください。

※複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにしてください。

h. その他

- ① 管理運営の適正化を図るため、毎月の施設利用者数・館外事業実施状況及びその参加者数・広報事業実績を、翌月10日までに泉大津市に提出していただきます。
- ② 指定管理者は、泉大津市が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合には応じてください。

4. 募集に際しての基本条件

(1) 申請者資格

次の要件を満たす会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体（以下「法人等」という。）、若しくは複数の法人等が構成するグループであること。

- ① 府立博物館等及び市立学習館等について、申請時において、文化財の調査・展示・普及事業のうち、いずれかに関連する事業を3年以上実施した実績を有すること。
- ② 府立博物館等については、博物館法に基づく登録博物館の要件を満たす館長及び学芸員等を配置することができる法人等で、日本国内に営業所又は事務所を有していること。

《博物館法に規定する博物館職員について》 (館長、学芸員その他の職員)	「博物館法（昭和26年法律第285号）」
第4条 博物館に館長を置く。	
2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。	
3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。	
4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	
5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。	
6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。	

- ③ 府税、市税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本府及び本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者。なお、指定を取り消されたグループの構成員であった法人等について、その取り消しの日から 2 年を経過しない場合は、その法人等が指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものとみなす。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - ウ 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - エ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱及び泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、大阪府暴力団排除条例施行規則第 3 条及び泉大津市暴力団排除条例施行規則第 3 条の規定による暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 管理者として果たしていただくべき責務

府及び市の公の施設として、府立博物館等及び市立学習館等の管理運営を行うにあたり、下記のアからソについて、責務を果たしていただくこととなります。

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第 5 章（行政機関等の義務等）の規定が適用されます。

《指定管理者に適用される主な規定（保護法第5章）の内容》

- ① 個人情報の保有に関する制限
 - a 所掌事務等に必要な場合への限定及び利用目的の特定（保護法第61条第1項）
 - b 利用目的達成のために必要な範囲を超えた保有を制限（保護法第61条第2項）
- ② 取得及び利用の際の遵守事項
 - a 利用目的変更の制限（保護法第61条第3項）
 - b 本人から書面により取得する際の利用目的の明示（保護法第62条）
 - c 不適正な利用・取得の禁止（保護法第63条及び第64条）
 - d 利用目的の達成に必要な範囲内における正確性確保の努力義務（保護法第65条）
- ③ 安全管理措置等
 - a 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講じる義務（保護法第66条第1項、第2項）
 - b 業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない従事者の義務（保護法第67条）
- ④ 利用及び提供の制限
 - a 利用目的以外の目的のための利用及び提供禁止の原則（保護法第69条第1項）
 - b 例外的に利用及び提供が認められる場合（保護法第69条第2項）
 - c 他法令との適用関係（保護法第69条第3項）
 - d 行政機関等の内部における利用の制限（保護法第69条第4項）
 - e 提供を受ける者に対する必要な制限、又は漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置の要求（保護法第70条）

（留意点）

指定管理者が保護法上の「個人情報取扱事業者等」に該当する場合は、保護法改正前と同様に保護法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の規定も遵守する必要があります。

その場合、保護法第5章（行政機関等の義務等）において、要配慮個人情報に係る取得制限などの規定はありませんが、保護法第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）の要配慮個人情報の取得制限（保護法第20条第2項）等の規定は適用されますので、ご留意ください。

イ 情報セキュリティ対策の実施

情報資産に対する管理体制を明確にして府に提示するとともに、守秘義務を守り、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

（情報セキュリティ対策の例）

従業員に対する教育の実施、提供された情報の目的外利用及び契約者以外の者への提供の禁止、再委託等に関する制限事項の遵守、業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

ウ 情報公開への対応

指定管理者は、府立博物館等の管理運営業務に関し、府があらかじめ指定する書類を施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。市立学習館等につきましても、管理運営業務に関する書類は、情報公開請求の対象となるため、適正な情報公開を行うこととします。

《情報公開について》

府に提出していただく申請書類等は、情報公開請求の対象となります。

また、提出書類中、府が定める資料については、府情報公開条例に定める適用除外事項に該当する情報を除いて、当該施設で閲覧できるようにしていただきます。（府では、担当課・府政情報センターで閲覧できるようにし、⑤は府及び市のホームページに掲載します。）

※府が定める資料

- ①指定管理者指定申請書、②事業計画書、③収支計画書、④管理体制計画書、
- ⑤協定書、⑥各年度の事業計画書、⑦各年度の事業報告書

エ 労働関係法令の遵守

指定管理者は、府立博物館等及び市立学習館等の管理運営業務に関し、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律ほか労働関係法令を遵守してください。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

オ 公正採用への対応

指定管理者は（共同事業体の場合は各構成員）は、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という）」を選任してください。

なお、府内にある一定規模の事業所ごとに設置が必要です。

また、新たに「推進員」として選任された方は、大阪府が開催する「推進員」を対象とした「新任・基礎研修」を受講してください。

（以前から「推進員」に選任されており、本研修を受講していない方も受講してください。）

《一定規模の事業所とは》

- ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所
- ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

カ 人権研修の実施

指定管理者は、府立博物館等及び市立学習館等の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

キ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者・来館者・来園者の安全を確保するため、施設の立地・構造を十分にふまえた防災・安全対策を講じるとともに危機管理対応マニュアルを各施設で策定し、府及び市に提出してください。また、緊急連絡体制の整備や訓練の実施、消防・警察等の関係機関との連携強化など、必要な危機管理体制を確立してください。さらに、危機管理体制の点検を随時行い、必要に応じ危機管理マ

ニュアルの見直しを行ってください。

ク 府・市が実施する事業等への協力

大阪府及び泉大津市が実施する事業・取組み（府内市町村との連携事業や大阪府及び泉大津市が行う施設改修への対応等を含む）への支援・協力を積極的に行ってください。

例：府（「こころの再生」府民運動、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の情報発信、男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言、行祭事イベント等）、市（まちなかアートフェス、スポーツフェスティバル、大学連携事業、商工会議所等との連携事業等）

ケ 知的障がい者等の継続雇用の取組み（府のみ）

弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館において、知的障がい者等が各1名（計2名、週の総労働時間は20時間）、業務に従事しています。指定管理者は、同様の体制を維持して業務を行ってください。

なおその際、当該施設で業務に従事する知的障がい者等が引き続き就業を希望している場合は、その意向を尊重してください。（雇用方法等については別途提案していただきます。）

また、知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

<参考：職場定着支援の例>

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築
- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

※知的障がい者等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいいます。

コ 府庁環境マネジメントシステム（府庁 EMS）等に基づく環境の取組み（府のみ）

① 府庁では「環境管理基本方針」を掲げ、府庁 EMS を構築して、府庁のあらゆる事業において環境負荷削減に取り組むこととしており、指定管理者制度導入施設においても同様に取組んでいただきます。

（ア）「ふちようエコ課計簿」への記入：省エネ等環境の取組みに関する年度目標の設定、達成状況の評価及び改善について、年度ごとの管理記録様式「ふちようエコ課計簿」に記入していただきます。

（イ）グリーン調達の推進：「大阪府グリーン調達方針」に基づき、物品や電力等サービスの調達、委託役務や工事発注に際して、環境に配慮した調達等に取り組んでいただく必要があります。

※当該施設で使用する物品に関しては、指定管理者が本社等で一括購入して調達する場合でも、グリーン調達方針に沿った対応が必要です。仕様を満たすグリーン調達基準適合品が無いなど、基準への準拠が困難な場合は、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課と協議してください。

- ② 府は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、本項目において「法」という。）」に基づきエネルギー管理を行い、国に報告書等を提出する義務が課されており、指定管理者制度導入施設についても同法が適用されます。また、府は「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン」を定め、CO2 排出削減に取り組むこととしています。これらを踏まえて、以下の点について対応していただきます。

(ア) 法に基づき、管理する施設ごとに前年度分の年間エネルギー使用量を把握の上、府庁 EMS で定める所定の様式に記入し、毎年府に報告してください。

* 同法により既にエネルギー管理指定工場に指定されている施設は、従来どおり法が求める報告書等を作成し、府に提出してください。

(イ) 法及び温室効果ガス削減アクションプランに基づき、省エネや、再エネを活用し CO2 排出係数の低い電力調達に努めるなど、CO2 排出削減の取り組みを行ってください。

サ ESCO 事業の実施（府のみ）

近つ飛鳥博物館は、「大阪府 ESCO アクションプラン」における ESCO 事業対象施設になっています。このため、光熱水費関係については、大阪府が ESCO 事業者と契約した省エネ設備を設置しますので、管理運営にかかる電気・ガス・水道の利用は、その設備を通していただきます。

《ESCO 事業とは・・・》

既存庁舎等を民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分で改修工事にかかる経費等を償還し、残余を府と ESCO 事業者の利益とする事業。

シ 利用者満足度調査の実施

毎年度、利用者満足度調査を実施し、調査結果、対応方針等について公表してください。具体的な実施内容については府及び市と協議してください。

ス 第三者への委託を行う場合の確認事項

大阪府及び泉大津市では、業務の委託を行う際、大阪府及び泉大津市の基準において入札参加停止中又は入札参加除外中の者を契約の相手方としてはならないこととしています。第三者への委託を実施される場合は、その相手方が入札参加停止中又は入札参加除外中でないことをご確認ください。

また、第三者へ委託する場合、委託金額にかかわらず、その相手方から大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び泉大津市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団条例第 2 条第 4 号及び泉大津市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府又は泉大津市へ提出してください。

セ 備品管理について

指定管理業務に関して必要な備品等の購入費用については、指定管理者が、ご負担ください。なお、これら備品等は協定終了後、大阪府もしくは泉大津市が所有することになります。ただし、府もしくは市と協議をしていただいたうえで、備品を指定管理者の所有とすることもできます。

備品管理にあたっては、大阪府及び泉大津市の備品管理ルールを徹底いただくとともに、府所有の備品、市所有の備品、指定管理者所有の備品及び協定終了後大阪府もしくは泉大津市が所有する備品について区別して管理するようご注意ください。

ソ 保険への加入

施設の運営上の過失や、管理不具合等により、利用者に損害が発生した場合に備えて、必要な保険に加入してください。

具体的な保険内容については、府及び市と協議することとし、加入後、保険契約内容を証する書面を府及び市に提出してください。

タ 各種税の取扱い

指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税、法人市（町村）民税、事業所税等の納税義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

《問合せ先》

府立弥生文化博物館（和泉市）

法人府民税、法人事業税・・・大阪府泉北府税事務所法人課税課（電話 072-238-7221（代表））

法人市民税・・・和泉市総務部税務室市民税担当（電話 0725-99-8106（直通））

府立近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘（河南町）

法人府民税、法人事業税・・・大阪府南河内府税事務所事業税課（電話 0721-25-1131（代表））

法人町民税・・・河南町住民部税務課（電話 0721-93-2500（内線 141・143・144））

市立池上曾根弥生学習館及び池上曾根史跡公園（泉大津市）

法人府民税、法人事業税・・・大阪府泉北府税事務所法人課税課（電話 0725-238-7221（代表））

法人市民税・・・泉大津市総務部税務課市民税係（電話0725-33-1131（代表））

チ ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況の報告について（府のみ）

指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者 40.0 人以上の事業主）は、「指定を受けた日」の翌日から起算して、10 日を経過する日までに大阪府知

事に報告してください。

詳しくは：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

(3) 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、大阪府立博物館条例第8条、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例第10条、泉大津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条に基づき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

なお、府議会及び市議会の議決後、府及び市が指定した日に確定するものとします。

(4) 管理運営経費

- ① 府立博物館等は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、大阪府から支出する指定管理料と併せ、利用料金を指定管理者の収入として、施設を運営していただきます。
- ② 市立学習館等は、泉大津市から支出する指定管理料及び体験学習の材料費等実費を指定管理者の収入とし、施設を運営していただきます。
- ③ 指定管理料は次の額（税込み）の範囲内で提案してください。

なお、府立博物館等の指定管理料には、特別展・企画展等の開催費用一式が含まれていますので、これにかかる経費を各館800万円*（各年度）以上計上してください。

*特別展600万円/回、企画展100万円/回を経費の目安としてください。

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総額：281,767 弥生文化博物館： 133,262 近つ飛鳥博物館等： 148,505	総額：281,767 弥生文化博物館： 133,262 近つ飛鳥博物館等： 148,505	総額：281,767 弥生文化博物館： 133,262 近つ飛鳥博物館等： 148,505	総額：281,767 弥生文化博物館： 133,262 近つ飛鳥博物館等： 148,505	総額：281,767 弥生文化博物館： 133,262 近つ飛鳥博物館等： 148,505
市立学習館等： 40,900	市立学習館等： 40,900	市立学習館等： 40,900	市立学習館等： 40,900	市立学習館等： 40,900

- ④ 管理運営に必要な経費の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ、支払います。
指定管理料は、議決後に府及び市と指定管理者との間でそれぞれ協定を締結し、明記します。
- ⑤ 府立博物館等においては、収支計画書に記載された利用料金収入額以上の利用料金収入があった場合は、その増収については指定管理者の収益とします。ただし、総支出が総収入を上回った場合は、指定管理者の負担とします。
- ⑥ 府立博物館等においては、総支出が総収入を下回った場合は、その差額の1/2

の額を府立博物館等については大阪府へ納付していただきます。ただし総収入とは、指定管理料、収支計画書に記載された利用料金収入額と実際の利用料金収入額の金額のいずれか小さい方、及びその他の収入の合計額とします。

- ⑦ 市立学習館等においては、収支計画書に記載された自主事業の収入があった場合は、指定管理者の収益とします。
- ⑧ 市立学習館等においては、修繕費は年間 50 万円（消費税及び地方消費税を含む）を見込みます。実績に応じて毎年度末に精算することから、収支予算書において修繕費として予め一律 50 万円（消費税及び地方消費税を含む）で計上してください。

(6) 指定管理者と府・市の責任分担

指定期間中の指定管理者と府・市との責任分担（リスク分担）は、別添、「リスク分担表」のとおりとし、府議会及び市議会での議決を経た後に締結する協定に明記します。

(7) 提案内容等の遵守

提案内容及び管理者として果たしていただくべき責務について、誠実に履行しない場合は、改善指導後、不履行の内容によっては指定を取り消す場合があります。

また、「10. モニタリング（点検）の実施」に記載のとおり、業務の実施状況に関する評価結果に基づき、次回の指定管理者選定時に減点措置を講じる場合があります。

5. 申請の手続

※ 申請にかかる経費は申請者の負担となります。

(1) 募集要項の配付

ア 配付期間

令和 7 年 8 月 27 日（水曜日）～令和 7 年 10 月 8 日（水曜日）
10 時～正午及び 13 時～17 時
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は取り扱いません。）

イ 配付場所

① 来庁により受け取る場合

大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ（府立博物館担当）
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 29 階
電話 06-6941-0351（内 3495）
FAX 06-6210-9903

泉大津市教育委員会事務局生涯学習課
〒599-0026 泉大津市東雲町 9-12 泉大津市役所 3 階
電話 0725-33-1131（内 2320）
FAX 0725-33-0670

② インターネットにより受け取る場合

下記のホームページから以下の書類が取り出せます。

アドレス：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/jouhou/koubo.htm>

1

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/shogaigakushu/bosyuu/index.html>

a 募集要項

b 仕様書等

c 申請書類等

- ・指定管理者指定申請書（様式第 1 号 a, b)
- ・事業計画書（様式第 2 号)
- ・収支計画書（様式第 3 号 a, b)
- ・管理体制計画書（様式第 4 号)
- ・障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第 5 号)
- ・障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者 40.0 人未満の事業主用）（様式第 6 号)
- ・委任状（様式第 9 号)
- ・施設案内及び現地説明会参加申込書（様式第 10 号)
- ・質問票（様式第 11 号)
- ・申請事前登録書（様式第 12 号)
- ・申請事前登録辞退届（様式第 13 号)

(2) 現地施設案内・説明会及び質疑

ア 開催日時

① 現地施設案内

近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 令和 7 年 9 月 9 日（火曜日） 10 時から 2 時間程度

弥生文化博物館・池上曾根弥生学習館・池上曾根史跡公園 令和 7 年 9 月 9 日（火曜日） 13 時から 3 時間程度

② 申請に関する説明会及び質疑

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日） 16 時から 1 時間程度

※ 上記開始日時の開始及び終了時刻については、進行状況により、前後する可能性がありますのでご了承ください。

イ 開催場所

弥生文化博物館

住所：大阪府和泉市池上町 4 丁目 8-27

ウ 申込方法

参加申込書により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

口頭又は電話による申し込みは取り扱いたしません。

なお、参加にあたっては、会場の都合により、1 法人 2 名以内でお願いします。

① 申込期限 令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）17 時

② 申込場所 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ（府立博物館担当）〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 29 階
電話 06-6941-0351（内 3495） FAX 06-6210-9903

※ 電子メールアドレス

bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp

エ 質疑

質問がある場合は、令和7年9月12日（金曜日）17時（厳守）までに、必ず「質問票」を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

なお、質問は上記日時以降、応募の手続きを除き、受け付けしません。

- 提出場所 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ（府立博物館担当）〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎29階
電話 06-6941-0351（内3495） FAX 06-6210-9903

※ 電子メールアドレス

bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp

※ 質疑の概要は、令和7年9月24日（水曜日）以降に下記のホームページに掲載予定です。

アドレス：

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/jouhou/index.html>

(3) 申請意向の事前確認

本公募においては、申請意向の事前確認を行います。

申請を予定している場合は、次のとおり申請事前登録を行ってください。

ア 受付期間

令和7年9月16日（火曜日）～9月26日（金曜日）17時必着

イ 申込方法

申請事前登録書（様式第12号）により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで行ってください。

- 提出場所 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ（府立博物館担当）〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎29階
電話 06-6941-0351（内3495） FAX 06-6210-9903

※ 電子メールアドレス

bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp

ウ 留意事項

申請事前登録を行わなかった場合、申請書類を提出することはできません。また、共同事業体での応募を予定している場合は、代表構成員又は構成員のうち少なくとも1者は登録を行ってください。登録を行った法人等を含んで構成された共同事業体でなければ申請書類を提出することはできません。

申請事前登録書提出後に、登録を辞退する場合には「申請事前登録辞退届（様式第13号）」を提出してください。

なお、上記期限内に申請事前登録が1件もなかった場合、その時点で本公募を打ち切ることとします。

(4) 申請書類の受付

ア 提出期間 令和7年10月9日（木曜日）～令和7年10月14日（火曜日）
10時～正午及び13時～17時

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は取り扱いません。）

なお、提出期限を経過した後は、受け付けません。また、提出期限後に申請書

類の変更及び追加は、認めません。

イ 提出場所 大阪府教育庁文化財保護課 文化財企画グループ（府立博物館担当）〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 29 階
電話 06-6941-0351（内 3495） FAX 06-6210-9903

※ 申請書類は、なるべく持参してください。

(5) その他

申請資格を有しないと認められる方からの質疑、現地施設案内・説明会への出席は、お断りすることがあります。

6. 申請にあたっての提出書類

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、選定方針等を踏まえたうえで、府立博物館等及び市立学習館等の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に、事業計画書には、住民サービスの向上、経費の節減、社会教育施設である博物館の使命や施設の設置目的及び運営目標・理念を果たし、大阪府民のみならず全国の方々に広く利用されていくことを図るための具体的な方策を示してください。

③～④については、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館等及び池上曾根学習館等の記載の区分が分かるよう作成、提出してください。

① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号 a, b）

② 事業計画書（様式第 2 号）

府立博物館等及び市立学習館等の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、下記の点に留意して記入してください。

ア 平等利用が確保されるような適切な管理を行うための方策

イ 施設の効用を最大限発揮するための方策

ウ 適正な管理の業務遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項

エ 管理に係る経費の縮減に関する方策

オ その他管理に際して必要な事項

③ 収支計画書（様式第 3 号 a, b）

令和 8 年度～12 年度間で各年度ごとに、人件費・維持管理費・事業費・利用料金収入ごとに作成のこと。

※府立博物館等については、特別展・企画展等の開催にかかる経費を各館 800 万円（各年度）以上計上すること。

※市立学習館等については、修繕等に係る経費を 50 万円（各年度）計上すること。

※施設の管理運営業務の経費として本部経費を計上するか否か、計上予定の場合にはその算定の考え方について記載すること。

④ 管理体制計画書（様式第 4 号）

管理・学芸部門の人員配置について記入してください。業務内容によっては、同一人員をもって複数の施設の業務にあたらせることも可能です。

⑤ 法人等の概要を示す書類

- ア 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- イ 法人にあっては、登記簿の謄本
- ウ 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずるものの名簿及び履歴書
- エ 法人等の事業の概要を記載した書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売り上げ高等を記載した書類）
- カ 最近 3 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、連結決算書についても提出してください。）
- キ 令和 7 年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 納税証明書
 - ア 府税及び市税（全税目）に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の納税証明書
※大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える
 - イ 最近 3 事業年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書
- ⑦ 法人等が大阪府立博物館条例施行規則第 13 条第 1 号及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則第 10 条第 1 号に該当することを証明する書類
- ⑧ その他施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し（職員又は業務委託を含む。）
 - ・ 防火対象物の防火管理者の資格
 - ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録（建築物環境衛生管理技術者）
 - ・ 電気主任技術者の資格
 - ・ その他、事業を実施するにあたり、必要な資格
- ⑨ 障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書（様式第 5 号）（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者 40.0 人以上の事業主）
- ⑩ 公共職業安定所長に提出している障がい者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所長に提出義務のある常用雇用労働者 40.0 人以上の事業主）
- ⑪ 障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者 40.0 人未満の事業主用）（様式第 6 号（公共職業安定所長に障がい者雇用状況報告書の提出義務のない常用雇用労働者 40.0 人未満の事業主）
- ⑫ 指定の申請に関する意思決定を証する書類（理事会の議決書等）
- ⑬ 各就労支援センター利用証明書（様式は各センターに備付）または大阪保護観察所長による雇用証明書（様式第 7 号）※提案する場合のみ
- ⑭ 保護観察対象者等の就労支援に関する証明書 ※提案する場合のみ（「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第 7 号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）
- ⑮ 脱炭素に向けた取組みの実施状況、または環境マネジメントシステム（EMS）の第三者認証を証明する書類、再生可能エネルギー設備等導入状況報告書（様式第 8 号）※提案する場合のみ

(2) 複数の法人等が共同して申請する場合

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。この場合、(1)⑤「法人等の概要を示す書類」から⑫「指定の申請に関する意思決定を証する書類」までの書類は、すべての事業者について提出するとともに、「グループ構成員によるグループ代表者への委任状」を提出してください。

単独で申請した法人等は、グループでの申請の構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

申請書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

なお、複数の法人等が共同して申請したグループが指定管理者に指定された場合、共同事業体間での業務分担・内容等を把握することを目的として、指定管理候補者の決定後、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

(3) 提出部数

正本2部と、各写し7部及びデータCD2部を同時に提出してください。

(4) 提出書類の返却

理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 提出書類の不備

不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) 提案内容の公表

必要に応じて、提案内容の概要を公表することがあります。

7. 指定管理者の選定

(1) 選定方針

府立博物館等及び市立学習館等の指定管理者は、大阪府立博物館条例第5条、風土記の丘条例第7条、泉大津市立池上曽根弥生学習館条例第7条及び泉大津市池上曽根史跡公園条例第10条に基づき、府及び市の管理運営方針を最も適正かつ確実に行うことができると認められる者としします。

(2) 審査方法

大阪府立博物館等指定管理者選定委員会、及び泉大津市立池上曽根弥生学習館及び泉大津市池上曽根史跡公園指定管理候補者選定委員会（以下「両選定委員会」という。）が、下記の府市共通の選定基準及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、最優先交渉権者と次点者を選びます。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に著しい不備があった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- ④ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- ⑤ 以下の不正行為があった場合
 - ・ 他の申請者と申請の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ・ 最優先交渉権者の選定の前に、他の申請者に対して申請の内容を意図的に開示すること。
 - ・ 最優先交渉権者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

※ なお、一者しか申請がない場合でも両選定委員会を開催するものとします。

ただし、一者しか申請がない場合は、両選定委員会の審査の結果、各委員会において施設の管理運営の一定のレベルを担保するために設定した最低制限点数（府市各配点の3/4）以上の点数であることが必要です。

《選定基準》

ア 大阪府立博物館条例施行規則第13条及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則第10条、泉大津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に定める基準に適合する法人等であり、府立博物館等及び市立学習館等の平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができるか。

イ 府立博物館等及び市立学習館等の一体的な管理・運営に取り組み、その効用を最大限に発揮させることができるか。

ウ 【3 業務の範囲及び内容】に掲げる管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有しているか。

エ 府立博物館等及び市立学習館等の管理に係る経費の縮減を図ることができるか。

オ その他、府及び市の施策との整合など府立博物館等及び市立学習館等の管理に際して必要とする取組みを行っているか。

《審査基準》

平等利用の確保をもとに、効果的効率的な管理運営の具体策を審査します。また府立博物館等と市立学習館等施設の利便性向上と効率的な管理運営を図る観点から、同一の管理者による一体的な管理を行うため、指定管理候補者の選定に当たっては、府及び市で一つの評価基準により評価を実施します。ただし、「5. その他管理に際して必要な事項」のうち「行政の福祉化」「環境問題への取組み」については、府のみの加点とします。配点は下記表の通りとなります。

評価方針	評価項目	府点数	市点数
1. 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 【2点】	① 施設の設置目的及び管理運営方針	1	1
	② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	1	1
2. 施設の効用を最大限発揮するための方策 【30点】	① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ② サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	15	15
	③ 収蔵資料及び施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	3	3
	④ 府立博物館等と市立学習館等を一体的に管理運営する具体的手法及び期待される効果	12	12
3. 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【8点】	① 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	2	2
	② 安定的な運営が可能となる人的能力	4	4
	③ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	2	2
4. 管理に係る経費の縮減に関する方策 【50点】	施設の管理運営に係る経費の内容 満点×（提案価格のうち最低の価格／提案価格）＝得点 * 参考価格を上回る提案は原則として0点とする。	50	50
5. その他管理に際して必要な事項 【10点】 * 泉大津市は2点とする	○府・市施策との整合 ・ 府・市・公益事業協力等 (1点) ・ 行政の福祉化（府のみ） (6点) 就職困難層への雇用・就労支援 (2点) 障がい者の実雇用率 (1点) 知的障がい者等の現場就業状況 (3点) ・ 府民、市民、NPOとの協働 (1点) ・ 環境問題への取組み（府のみ） (2点)	10	2

◆府・市施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（２点）について
配点の内訳は下記のとおりとします。

ア ・地域就労支援センター ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター【注１】 ・自立支援センター【注２】 ・地域若者サポートステーション【注３】 ・生活困窮者自立相談支援機関 ・大阪ホームレス就業支援センター ・大阪保護観察所長による就労支援証明書（保護観察対象者等の雇用に関する証明）【注４】の提出 により、就職困難者の雇用を評価する。 ※令和６年度以降に実施する選定より、「障害者就業・生活支援センター」を活用した雇用については、評価対象外となっておりますので、ご注意ください。 ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（Ｃ－ＳＴＥＰ）への加入、大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業としての登録、大阪保護観察所への協力雇用主としての登録【注４】	利用者証明書の提出 雇用者 １ 名 ⇒ ０ 点 雇用者 １ 名＋Ｃ－STEP 加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ １ 点 雇用者 ２ 名 ⇒ １ 点 雇用者 ２ 名＋Ｃ－STEP 加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録 ⇒ ２ 点 雇用者 ３ 名以上 ⇒ ２ 点 （以上、２点を上限）
イ ・上段の雇用に際して、障害者等の職場環境整備等支援組織(生活困窮者分野)を活用して支援を行う場合	アの点数に １ 点を加算
但し、アとイ併せて ２ 点を上限とする。	

➤就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用としますが、雇用を予定する場合も可とします。（構成員が外部委託等する事業者での雇用は対象外）

※既存で雇用されている場合は、令和４年８月２７日（公告日から遡って３年前の日）以降に雇用され、申請日時点で在職している方を対象とします。なお、一定の雇用期間を定めて雇用され、その雇用期間を反復更新することにより、事実上、継続雇用されているような場合、反復更新される以前の雇用契約における就業時期が令和４年８月２７日以降である雇用のみ評価します。

※今後雇用予定の場合、指定期間の初日から７月を経過する日までに履行することが必要です。
なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。

➤なお、下記の雇用については、評価の対象外とします。

- ・構成員が外部委託等する事業者における雇用
- ・就労継続支援Ａ型事業所における雇用

➤就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除きます。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・１週間あたりの労働時間が３０時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去１年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）
- ・各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。

➤なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、Ｃ－ＳＴＥＰへの加入、サポートカンパニー等への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況の評価するものとします。

➤各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。

- 【注1】採用時、大阪市又は堺市在住のひとり親家庭の親を雇用された場合は、各市のセンターで利用証明書を発行しますので、まずは府にお問い合わせください。
- 【注2】当該センターは、ホームレスを対象とした入所施設です。
- 【注3】地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。
- 【注4】大阪保護観察所長による雇用証明書及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録については、いずれも保護観察対象者等の就労支援に関する証明書の提出が必要。
 （「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書交付申請書（様式第7号）」により大阪保護観察所長あてに申請の上、本証明書の交付を受けること）
 （申請書提出先）
 〒540-0008
 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階
 大阪保護観察所 事件管理グループ就労支援班（06-6949-6244）
 申請書は大阪府HPに掲載しています。
 URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/saihan_torikumi_fu/index.html

○参考

- ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」及び「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。
 詳しくは：<https://www.c-step.or.jp/info01.html>
- ・大阪府障がい者サポートカンパニー等：障がい者の雇用や就労支援に積極的に取組む企業及び団体等を登録する制度。詳しくは：
<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>
- ・大阪保護観察所への協力雇用主としての登録：保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。
 詳しくは：https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html

➤障がい者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）の具体的内容は以下のとおりです。

生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。

（1）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（2）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等

（3）定着支援

自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業者への研修等実施等

（4）その他の支援

「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

※障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）は、生活困窮者自立相談支援機関からの就職者のみが対象

就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。
- ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書又は保護観察対象者等の就労支援に関する証明書を提出してください。
- ・新規雇用及び継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用する場合は、指定管理候補者となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、福祉部地域福祉推進室地域福祉課地域福祉支援グループへ、障害者等の職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）を活用することを連絡してください。
なお、支援内容について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（就職困難者への雇用・就労支援）」により毎年度報告してください。

◆障がい者の実雇用率（1点）について

- ・令和7年6月1日現在で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。現在の民間企業の法定雇用率は2.5%であるため、実雇用率が2.5%以下であれば0点となります。

※申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法第44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の実雇用率を記載してください。

◆知的障がい者等の現場就業状況（3点）の取扱いについて

※「知的障がい者等」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に規定する「知的障害者」、「精神障害者」をいう。

※なお、本就業（雇用）について、就労継続支援A型事業所における雇用は含まない。

ア 現に就業中の知的障がい者等（近つ飛鳥博物館（風土記の丘を含む）1名、弥生文化博物館1名の計2名）の雇用を継続する場合は1点付与する。

・現就業者に継続雇用の希望がある場合は、継続雇用を行うこと

・現就業者に継続雇用の希望がない場合は、現行と同様の体制を維持し、新規雇用すること。

※「現行と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の総労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で1週間あたりの労働時間が30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引き続き1週間あたりの労働時間が30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。

イ アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合、近つ飛鳥博物館（風土記の丘を含む）もしくは弥生文化博物館どちらか一方での雇用については0.5点、両博物館での雇用については1点付与する。

ただし、アの提案がない場合は加点しない。

- ・清掃あるいはその他の業務に従事させること。労働条件については、1週間の総労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とすること。

ウ 大阪府では、障がい者等の職場環境を整備するため、障害者等の職場環境整備等支援組織の活用を推奨していることから、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点を付与する。

- ・「障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）」の活用とは、知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、次の（１）～（３）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることをいう。

（１）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

（３）定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、

一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

知的障がい者等の現場就業について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。

- ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。
- ・年度途中で雇用状況に変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告してください。
- ・新規雇用または継続雇用において、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。
- ・優先交渉権者に決定したら速やかに、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用することについて、福祉部障がい福祉室自立支援課へ連絡してください。
- ・障害者等の職場環境整備等支援組織の活用状況について、「障害者等の職場環境整備等支援組織活用実績報告書（知的障がい者等の現場就業）」により毎年度報告してください。

- 「就職困難層への雇用・就労支援」と「知的障がい者等の現場就業状況」に関し、同一人物を提案対象とすることは認めません。
- 新たに知的障がい者等を雇用する場合は、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行する必要があります。
- 知的障がい者等の現場就業にあたり、障害者等の職場環境整備等支援組織（障がい者分野）等の活用も含め、以下の例を参考に、障がい者の職場定着の推進を図ってください。

＜参考：職場定着支援の例＞

- ・専任支援者の配置
- ・地域の支援機関（障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等）との連携した支援体制の構築
- ・個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- ・仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- ・障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- ・障がい者のキャリアアップ（技能開発、技術力向上等）の仕組み
- ・働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- ・障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- ・課題解決のための支援体制の構築
- ・障がい者理解促進のための社内研修

◆環境問題の取組み（2点）について

以下の取組み項目についてそれぞれ1点を付与し、その合計点（最大2点）で評価します。

【脱炭素に向けた取組み】

申請者（グループを構成する場合はその構成事業者のいずれかとする。以下本項「脱炭素に向けた取組み」において同じ。）における脱炭素に向けた取組みを評価するため、以下①～⑤のうち1つ以上の取組みを行っている場合に評価する。

- ① 事業所の一部または全部における再生可能エネルギー電力（再生可能エネルギー電力の比率の最低値を契約上明記しているものに限る。）の調達（提出書類：当該電力供給契約書の写し。契約者が申請者もしくは申請者事業所施設の管理を行う者であること。）
- ② 太陽光または風力もしくはその他の再生可能エネルギーによる発電設備（合計発電容量 10kW 以上）を設置し発電を行っていること（提出書類：様式第8号の設置状況報告書）
- ③ ゼロエミッション車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車をいう。）を使用していること（提出書類：申請日の前日時点で有効である対象車種に該当する自動車検査証の写し。なお、「使用」とは自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」が申請者名となっている自動車のことをいい、レンタカー等の他社名義の自動車は含まない。）
- ④ 燃料電池（定格出力1.5kW 以上）又は蓄電池を導入していること（いずれも定置式に限る）（提出書類：様式第8号の設置状況報告書）
- ⑤ 過去3年以内に J-クレジット制度に基づいてオフセット・クレジット購入により申請者の事業において温室効果ガス排出量のオフセットを行った実績があること（提出書類：J-クレジット購入費用支払領収書の写し。宛先が申請者であること。）

《参考》J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

【環境マネジメントシステムの外部認証取得】

申請者（グループを構成する場合はその代表事業者をいう。）の環境経営の取組みを評価するため、環境マネジメントシステム（以下 EMS という。）の第三者認証（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、その他自治体等による認証制度のいずれか）を取得している場合に評価する。

（提出書類：申請日の前日時点で認証取得していることを証する書面の写し）

《参考》

・EMS とは（環境省） <https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-1.html>

・EMS 支援ポータルサイト大阪府

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/kankyou/kankyoutaisaku/ondanka/chikyuu-kankyou/EMSshien/index.html>

《最優先交渉権者の選定》

- 両選定委員会において、選定基準及び審査基準に基づいて、提出された書類等を審査し、各選定委員会において最も評価の点数が高い法人等を最優先交渉権者とします。
- ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、以下の場合は選定されないととなります。
 - ・総合力として劣る、上記《審査基準》における「評価方針」の5つについて、いずれかが無得点（0点）の場合。
 - ・施設の管理運営の一定のレベルを担保するために設定された最低制限点数（府市各配点の3/4）を下回る場合。
- 複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち「5. その他管理に際して必要な事項 ○府・市施策との整合」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

(3) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション）

両選定委員会は、審査の必要に応じて、直接、申請者から、提案があった事業計画（自主事業を含む）についての説明を求めることがあります。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨法人等に通知します。

なお、事業提案の説明は、法人等を代表して説明や意見を述べられる方に行っていただきます。

(4) 審査結果

両選定委員会の審査結果については、申請法人等に書面で通知するとともに、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府市各ホームページにおいて公表します。

ただし、③全申請者の評価点については、申請者が1者又は2者であり、かつ、次点者を設けない場合、公表しないこととします。（次点者を設ける場合は、公表することとします。）

また、申請者が3者であり、かつ、次点者を設ける場合、以下の②及び次点者とその評価点（提案金額を含む）は公表し、指定管理候補者及び次点者以外の申請者の評価点は公表しないこととします（次点者を設けない場合は、公表します）。

- ①全申請者の名称 ※申込順
- ②指定管理候補者と評価点（提案金額・委員ごとの点数を含む）
- ③全申請者の評価点（委員ごとの点数を含む） ※得点順 内容は②に同じ
- ④指定管理候補者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤選定委員会委員の氏名
- ⑥委員選定の考え方
- ⑦その他

※ ⑤⑥は、当該選定委員会が担うすべての選定作業が終了した時点で公表します。

(5) 指定管理候補者の選定

両選定委員会の審査結果に基づき、最優先交渉権者と細部について協議し、指定管理候補者を選定します。

なお、最優先交渉権者に事故等があるときは、次点者を指定管理候補者として選定する場合があります。

8. 指定管理者の指定

指定管理候補者は、府議会及び市議会での議決を経た後に大阪府及び泉大津市が指定管理者として指定し、その旨を大阪府及び泉大津市が告示します。

9. 協定の締結

大阪府と泉大津市で指定管理候補者が協議を行った上で、令和8年度から12年度までの管理運営業務協定を府及び市と締結します。各府市で締結する内容は以下のとおりです。

※指定管理者として複数の法人等が共同して申請したグループが指定された場合は、指定期間開始までに共同事業者間の協定書を提出していただきます。

【大阪府】

- 業務名称
- 履行場所
- 指定期間
- 指定管理料の金額
- 総則
- 使用目的
- 基本的な業務等の範囲
- 指定管理者の責務
- 危機管理マニュアルの策定
- 事業計画の内容
- 事業報告書等の提出書類の内容
- 府への納付金及び収益等に対する還元の支払方法と時期
- 指定管理料の支払い
- 備品等の費用負担
- リスク負担
- 個人情報の保護
- 秘密の保持
- 文書管理
- 個人情報、データ等の管理
- 情報セキュリティ対策の実施
- 情報公開
- 人権研修の実施
- モニタリング（点検）の実施
- 利用者満足度調査の実施
- 審査請求の取扱い
- 原状回復
- 指定取消し
- 保険加入
- 損害の賠償

- 自主事業
- 第三者への委託の禁止等
- 指定の辞退等
- 施設等の利用
- 重要事項の変更の届出
- 書類の提出
- 業務の引継ぎ方法
- 協議

【泉大津市】

- 指定期間に関する事項
- 事業計画に関する事項
- 各利用料金に関する事項
- 事業報告及び業務報告に関する事項
- 市が支払うべき管理費用に関する事項
- 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

10. モニタリング（点検）の実施

(1) 毎年度の評価

年度ごとに、その運営の状況について、外部有識者で構成する指定管理者評価委員会によるモニタリング（点検）を実施します。モニタリングは、業務について、点検・評価を行い、それをフィードバックすることで、さらに府民及び市民サービスの向上につながっていくためのものです。指定管理者には、自己評価を行っていただくなど、取組みをお願いします。

なお、自己評価については、施設所管課による評価項目ごとの評価と、それらを総括した年度評価とあわせ、指定管理者評価委員会に報告させていただきます。

(2) 総合評価

令和 11 年度（指定期間の最終年度の前の年度）に、施設所管課においてそれまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を実施します。

(3) 総合評価結果の次回指定管理者選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、本施設の次回の指定管理者の選定公募に申請し、かつ当該管理者が、上記（2）の総合評価結果が最低評価である場合、次回の選定において採点評価に減点措置（※）を講じることとします。

※減点措置

総合評価結果が最低評価となった場合、当該事業者の採点評価については、31 ペー

ジに記載の《審査基準》に記載の配点のうち、「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点に対して10%の減点率を乗じることとします。

なお、対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について、個々に減点措置を適用することとします。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用します。

(4) 最終評価

令和12年度（指定期間の最終年度）に、施設所管課において指定期間を通じての年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施します。

11. 引継ぎ事項

【共通事項】

- ・令和8年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たに指定管理候補者が選定された段階で、必要な引継ぎを行うことを求めるものとします。
- ・引継ぎ期間中に要する指定管理候補者の人件費等の費用は、すべて、指定管理者候補者の負担とします。また、現管理者と同様の守秘義務が課せられます。
- ・令和7年度中に現管理者が受け付けた資料貸出の予約等については、予約時と同一条件での貸出等を保証することになります。
- ・施設の維持補修等、施設設置者である大阪府及び泉大津市が求める引継ぎに応じていただく場合もあります。

【府立博物館等】

- ・令和7年度中に現指定管理者が販売した年間入館券については、購入時と同一条件での利用を保証することになります。
- ・府立博物館等で清掃業務等に従事している知的障がい者等が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、新旧の指定管理者や、その他関係者も含めた調整に努めてください。

【市立学習館等】

- ・令和7年度中に市立学習館等が受け付けた団体予約及び使用申請等については、予約時及び申請時と同一条件での利用を保証することになります。
- ・弥生学習館で勤務する会計年度任用職員が引き続き就業を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に就業されるよう、調整に努めてください。
- ・弥生学習館に登録する有償ボランティアが引き続き活動を希望する場合は、その意向を尊重し円滑に活動できるよう、その他関係者も含めた調整に努めてください。

[参考情報（府立博物館等）]

○ 料金設定

① 現行の利用料金

区 分		単 位	金 額	
			通常の金額	特別の企画に基づき博物館資料を展示する場合
個 人	学生等及び65歳以上の者	博物館いずれか1館につき1人1回	円 210	円 特別展 450 企画展 330
	その他の者		310	特別展 650 企画展 430
団 体 (20人以上)	学生等及び65歳以上の者		170	特別展 360 企画展 260
	その他の者		250	特別展 520 企画展 340

備考

- 1 「学生等」とは、高校生、大学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 2 「その他の者」には、小学校就学前の者並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者を含まないものとする。
- 3 年間入館券により博物館に入館しようとする場合の年間入館券の額は次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
学生等及び65歳以上の者	博物館2館につき1人1年間	円 1,400
その他の者		2,100

○ 利用・運営状況

① 利用者数の年度推移（人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
弥生文化博物館	14,880 注1	14,794 注3	15,249	25,652	31,774
近つ飛鳥博物館	55,943 注2	60,885 注3	72,663	65,953	69,442

注1 4/1～6/26にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止及び補修工事のため臨時休館

注2 4/1～5/20にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

注3 4/25～6/20にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

② 料金収入の状況（千円）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
弥生文化博物館	2,160 注 1	1,666 注 3	1,813	2,971	4,186
近つ飛鳥博物館	2,726 注 2	4,036 注 3	3,586	3,726	5,003

注 1 4/1～6/26 にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止及び補修工事のため臨時休館

注 2 4/1～5/20 にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

注 3 4/25～6/20 にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

○ 現行の運営体制

区 分	人 員
弥生文化博物館	館長（1 名）、企画管理課長（1 名）、広報企画主任（1 名）、学芸員（3 名）、教育専門員（1 名）、学芸顧問（1 名）、その他（11 名、うち 1 名は自主事業担当） 計 18 名
近つ飛鳥博物館	館長（1 名）、企画管理課長（1 名）、広報企画主任（1 名）、総括学芸員（1 名）、学芸員（2 名）、教育専門員（1 名）、その他（9 名、うち 1 名は自主事業担当） 計 16 名

※両館とも施設管理は指定管理者グループ内の別部門が担当

○ 行政財産の目的外使用許可の状況

区 分	内 容
弥生文化博物館	・電柱 2 本
近つ飛鳥博物館	・自動販売機 1 台 ・喫茶コーナー ・公衆電話 1 台 ・高圧電線 1 基
近つ飛鳥風土記の丘	・自動販売機 1 台

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者	
			府	指定 管理者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
	金利	金利の変動		○
	資金調達	必要な資金確保		○
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
	事業の中止・延期	府の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請 段階	申請コスト	申請コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
準備 段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
維持 管理 ・ 運営 段階	物価	物価変動		○
	施設・設備等（展示設備・機器、展示・収蔵資料にかかるものを含む）の改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備等の改修		○
		府の発意により行う施設・設備等の改修	○	
		施設・設備等の保守点検、法定点検及び日常の維持補修		○
		施設・設備等の経年劣化によって必要となる大補修	○	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
		事故・火災による施設・設備等の維持補修		○
		指定管理者の帰責事由による損傷の補修		○
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備等の損壊復旧	協議事項	
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
事業 満了 段階	引継コスト	指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○

[参考情報（市立学習館等）]

○ 利用・運営状況

① 利用者数の年度推移（人）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
池上曽根弥 生学習館	3, 143 注 1	4, 397 注 2	5, 926	5, 870 注 3	8, 570

注 1 4/1～5/31 にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

注 2 4/25～6/21 にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館

注 3 9/1～2/29 にかけて改修工事のため臨時休館

○ 現行の運営体制

区 分	人 員
池上曽根弥 生学習館	館長（1 名）、学芸員（2 名）、学芸員業務補助担当（1 名）事務担当（1 名）

○ 行政財産の目的外使用許可の状況

区 分	内 容
池上曽根弥 生学習館	なし

【リスク分担表】○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者	
			市	指定管理者
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く）		○
	金利	金利の変動		○
	資金調達	必要な資金確保		○
	周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応地域との協調		○
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
	第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等のために市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請段階	申請コスト	申請コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○
維持管理・運営段階	物価	物価変動		○
	施設・設備等（展示設備・機器、展示・収蔵資料にかかるものを含む）の改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備等の改修		○
		市の発意により行う施設・設備等の改修	○	
		施設・設備等の保守点検、法定点検及び日常の維持補修（50万円以下）		○
		施設・設備等の経年劣化によって必要となる大補修（50万円以上）	○	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）	○	
		事故・火災による施設・設備等の維持補修		○
		指定管理者の帰責事由による損傷の補修		○
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備等の損壊復旧	協議事項	
	天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
事業満了段階	引継コスト	指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○